中心市街地市民交流センター利用許可申請書

白河市長

					亚	<u></u>	年	三 月	日	<i>≱</i> r = 7	年	Ξ.	月	日
					受	付	第		号	許 可	第			号
以下のとおり利用したいので申請します。														
		地階	1	大会議室			地下会議			下会議室 2				
		1 階		小会議室			小会議室			会議室 3				
	AL 11 11 11	- mt.l.	1	ギャラリ			ギャラリ			ヤラリー3			ラリー4	t
1	利用施設	2 階		中会議室			中会議室	2		会議室 3		中会調	養室 4	
		4 171-16	+ =	小会議室			和室	LEI						
		4 階		調理実習	至		多目的広:	易	□多日□	的ルーム	٦			
		その他		L]			
2	利用目的													
	準備日時		年	月	日から	(- 88)		午前	• 午後	時から		,	47 BB/	
3			年	月	日まで	(日間)	午前	• 午後	時まで		([時間)	
											 			
4	利用日時		年	月	日から	(日間)		・午後	時から	((時間)	
			年	月	日まで			午前	• 午後	時まで		`		
5	撤収日時		年	月	目から			午前	午後	時から				
			· 年	月	日まで	(日間)		· 午後	時まで		(時間)	
6	開催期間													
	1011 PT 2011-1	 ※ 利用日	が飛	び飛びと	なる場	·合に	は、「利月	月申請書補	献表」	に日時を記	入して	くださ	えい。	
7	集会者の員数			人 (人・女	人					-	
		【全額免			الدحاء على									
							用する場合 は公共的E		声用する	場合				
		3 市内の)学校	を教育法第	51条に	規定	する学校な	が授業の-	-環とし	で使用する場 的のために係	場合	旧人		
		【半額免	除する	る場合】										
				□稚園、川 用する場↑		中学	校、高等等	学校又は専	厚修学校	の児童若しく	くは生徒	によ	り構成る	きれ
8	使用料減免申請	6 市内の)社会	教育法第	510条					団体本来の目				
0				月除団体、 めに使用 ⁻			係団体、る	まちづくり	関係団	体又はボラン	ノアイア	団体7	が団体ス	来
		8 身体障	言害者	「福祉法第 本が使用	5 15 条	第 4	項の規定は	こより身体		手帳の交付を	を受けて	いる	者により) 構
		9 精神仍	R健及	び精神障	害者福	祉に	関する法律	津第 45 条	第 2 項	の規定により) 精神障	害者	呆健福祉	止手
		帳の交 10 福島	付を引 県療	受けていた 育手帳制	る者に』 度要綱	こり 相 こ 定	構成される める療育手	団体が使ん 手帳の交付	用する場 を受け	易合 ている者によ	り構成	される	ろ団体が	が使
		用する	場合									_ ,, • .	шпи	12
		11 尚断 12 その	有((他市 :	55 威以上 長が特に	必要と記	ひめ?	。)によりる団体等が	博成され,	る団体ル 場合	が使用する場	音			
	年	<u> </u>	日											
	·	•	•		申請	者	住 所 _							
							氏 名 _							
 							電 話_							
-	現金・郵便振替						(団(本・クラ	ブ名)	

利用詳細

入場対象	□関係者のみ	□一般公開		利用目的						
営利目的	り □あり	□なし		□会議・打合せ	□イベント					
ユ 1 目 水	」□あり(円)口なし		□講演会	□サークル活動					
入 場 彩	t			□研修・講習会	□企業活動					
			_	□説明会	□その他					
(特に記載のない場合、申請書の「利用目的」欄を表示いたします)										
以下事項を確認の上、チェック欄に記入をお願いします。										
確認 1 利用時間には、準備時間・撤収時間も含めていただきます。許可時間前には原則入室できません。										
確認 2 会場の設営・運営 (機械操作含む) は利用者が行います。施設のスタッフが行うことはありません。										
確認 3 使用後は、利用時間内に会場のレイアウトを配置図のとおりに戻してください。										
確認 4 申請内容が施設の設置目的に沿わない場合は許可となりません。										
確認 5 ── 免除にかかる申請については、必ず申請時において、該当する番号に○をつけてください。										
 (また、免除の申請をされる場合は、条件に該当することがわかるような書類を添付してください。)										
確認 6 使用料の返金はできません。										

器具の利用申請

※使用する場合のみ記入(各会議室に備え付けられている机・椅子は申請不要です)減免対象外

No	器具名	使用料金	使用数	使	用	期	間
1	【ギャラリー】パーテーションパネル	100円					日
2	【ギャラリー】パーテーション脚	50 円					田
3	【地下】パーテーションパネル	100 円					田
4	【地下】パーテーション脚	50 円					日
5	【ギャラリー】会議机折りたたみ式	100 円					日
6	【ギャラリー】会議机キャスター式	100 円					日
7	【ギャラリー】会議椅子	50 円					日
8	【地下】会議椅子	50 円					日
9	【地下】会議机折りたたみ式	100 円					日
1 0	【地下】テーブル付き会議椅子	0 円					日
1 1	ピクチャーワイヤーA (1.5m)	0 円					日
1 2	ピクチャーワイヤーB (1.0m)	0 円					日
1 3	ピクチャーワイヤーC (1.5m)	0 円					日
1 4	フックA間仕切り用	0 円					日
1 5	フックBピクチャーレール用	0 円					日
1 6	S字フック (パネル用)	0 円					日
1 7	ポット	0 円					日
1 8	マイクセット (地下用)	300 円					日
1 9	テレビ (40 インチ)	300 円					日
2 0	プロジェクター (本体)	500 円					日
2 1	プロジェクター (スクリーン)	500 円					日
2 2	CDプレイヤー	300 円					日
2 3	DVDプレイヤー	300 円					日